

「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」（令和元年度第7回）までの  
ヒアリング内容（概要）

**（1）携帯電話の持込みを認めている学校からのヒアリング内容**

- 持込みに当たっての条件やルールを設定した上で、持込みを認めている。その際、保護者等から当該ルールに従う旨の同意書の提出を求めている。
- 学校として、当該ルールに沿って、携帯電話の危険性や正しい使い方について、生徒を指導したり、外部専門家を招き、携帯電話の安全に関する教室を開催したりするなどしている。
- 学校内における管理方法について、教員の指示がある場合を除き、生徒が自分の鞆の中に保管するようにさせている。
- 学校内における管理方法について、学校が保管用バッグを用意し管理している。
- 学校内では学校が預かり、放課後に返却する一方で、取り違えや破損等については、あくまで保護者の責任として、学校は一切責任を負わないこととしている。
- 持込みに当たっての課題として、教員の指示外での携帯電話の使用や、歩きスマホ、SNS への不適切な書き込み、スマホ依存といった課題がある。

**（2）教育関係団体からのヒアリング内容**

**（小学校について）**

- ほとんどの小学校で原則持込みを禁止しているが、保護者からの児童の登下校時の所在確認をしたいとの希望で認める場合がある。その際、以下の点等を条件とすることが多い。
  - ・紛失やトラブル等について、学校は対応しないこと
  - ・校内ではランドセル等に保管し、持ち出さないこと
  - ・音が鳴らないように設定しておくこと
  - ・登下校の際に持ち出さないこと
- 小学生に学校への携帯電話の持込みを認める場合の課題として、そもそも小学生の携帯電話の所有率が他学校種と比較して高くないこと（55.5% ※平成29年度内閣府「青少年のインターネット利用率実態調査」）のほか、持込みを認めることで、携帯電話の所有を推奨していると捉えられ、所有していない児童の保護者の経済的負担が発生し得ること、登下校中の歩きスマホによる交通事故等の恐れ、SNSに係るトラブルの増加等が考えられる。
- また、これらのトラブルや校内の携帯電話の取扱い等に関するルール違反等について、家庭の責任を明らかにしていても、校内や登下校時に発生する問題については学校に相談が寄せられることは避けられず、学校の教育活動に影響が生じ得る。
- 携帯電話は、各家庭がその方針のもとに購入し、保護者の責任においてその取扱い

を指導すべきものであり、また子供の発達段階を勘案しても、現段階では原則禁止との従来の方針が妥当である。

### **(中学校について)**

- 令和元年7月に全国の中学校に対し実施した抽出のアンケート調査によれば、学校への携帯電話の持込みについて、「100%持ち込みは認めていない」学校が44%、「原則禁止だが理由によって一定期間認めている」学校が44%、「年間を通して条件付きで認めている」学校が12%。「100%持ち込みを認めている」学校が569校のうちの1校だけであった。
- 中学生に学校への携帯電話の持込みを認める場合の課題として、LINE等の無料通話アプリに関するトラブル、ネット上の書き込み、携帯電話への過度の依存、ネットいじめ等がある。また、周囲の大人が把握し切れないほどの広域の人的つながりができてしまい、学校が把握するのが困難な状況もある。
- このため、学校における対策としては、学校への持込みを原則禁止とする（9割以上の学校で実施）ほか、生徒向けの情報モラル教育の推進、保護者向けの啓発教室等を開催している。
- また、持込みを認めた場合、授業風景等を盗撮し、インターネット上で流すことが起こり得ることや、教員は日常的に紛失や盗難等への対応に苦慮すること、盗撮やSNSの投稿に注意を払わなければいけないこと、授業妨害やテスト中のメール交換への対応に労力を要することとなり、教員の働き方改革の流れに逆行しかねない。
- 本有識者会議における学校における携帯電話の取扱い等の見直しに当たっては、学校と保護者の共通理解を図る観点から、保護者の責任に関する基本的な考えを明確に位置付けることや、中学校の実態や指導方針には差が見られることから、一律に決めるのではなく学校や教育委員会の主体性を尊重するなどしてほしい。
- こうした点を踏まえ、学校への携帯電話の持込みについては、現時点で認めるのは時期尚早である。

### **(高等学校について)**

- 高等学校において携帯電話の持込みを可能としている場合の主な理由は、保護者等との緊急連絡のためである。例えば、高校の場合、学校と生徒の自宅との距離は広範囲にわたり、通学にも電車等様々な公共交通機関を使用している。実際に電車が運休した場合に家族に連絡をとったり、登下校中に交通事故や不審者に遭遇した場合、一緒に登校している生徒たちが警察や学校にすぐ連絡したりできるよう、緊急連絡のために持込みを認めている。
- 持込みに当たっての条件やルールとしては、授業中に許可なく利用しない（休み時間のみ利用可能）、校内で充電しない、登校した際に担任に預ける、校内のWi-Fiに接続しないなどが決められている。違反した場合、1回目は担任が一時的に預かり、保護者へ連絡し、違反が2回あった場合、それ以降は担任が預かった上で、保護者が受け取りに来るようにしている学校もある。

- 課題としては、ネットへの書き込みや画像の無断投稿が挙げられる。こうしたトラブルが起きないように、外部講師による携帯教室を開催するなど、学校として携帯電話の利用方法について指導している。その他、やはり生徒の利用に当たって、保護者の協力が必要であったり、機器の進化が早く学校として対応が困難な場合もある。
- 持込みを可能としている場合の学校での保管方法としては、多くの場合、生徒自身が鞆等に入れて保管している。体育の授業など移動授業の際には、鍵付きのロッカーに入れている。また、登校時に担任に預けて、下校時に返却する学校もある。

### **(特別支援学校について)**

- 特別支援学校において児童生徒の携帯電話の持込みを認めている場合の理由として、通学時の必要性、緊急時・災害時の必要性、企業訪問・現場実習における必要性、家庭や学校との連絡手段、GPS 機能の有効活用がある。その場合の持込みのルールとしては、例えば、登校時に教員が預かり下校時に返却することや、届出制、保護者からの同意書を提出させるなどしている。なお、生徒や保護者からの持込みに関する要望は多い。
- 持込みを認める場合の教育活動や生徒指導への影響として、校内や校外での紛失や盗難、SNS の利用等によるいじめ等のトラブルの発生（不登校や精神疾患等）が想定される。課題として、所持・使用に関するルールの徹底、家庭との共通理解、学校内での管理方法（教員が預かる場合、または自己管理の場合）、携帯電話によるトラブルについての知識・理解が挙げられる。
- 携帯電話に関するトラブルとして、SNS の利用に起因するトラブル（いじめ、画像の流出等）、携帯電話への依存等があるが、その対応として、まずは、状況を把握し、全体指導と個別指導を併せて行う、また未然防止策として、警察署や携帯電話会社と連携したり、家庭への協力を求めたりするなどしている。

### **(市町村教育委員会について)**

- 学校における携帯電話の持込みに関する現状について、多くの市町村教育委員会が、携帯電話の小・中学校への持込みは、原則禁止としているが、特別な場合、保護者との協議を行った上で許可している。また、緊急時の児童生徒に係る保護者への連絡等は、一斉メールを使っているのもので、不都合は生じていないと話す教育委員会もあった。現状、学校への携帯電話の持込みの原則禁止を解く必要性は低いのではないかと。
- 一方、小・中学校への携帯電話等の持込みについて、保護者からの持込みの要請がある教育委員会と要請のない教育委員会があり、一部の教育委員会からは、原則禁止から、教育委員会の実情に応じて柔軟に対応することと修正してはどうかとの意見もあった。

### **(3) 保護者団体からのヒアリング内容**

- 学校における携帯電話の取扱いについて、全国の協議会にアンケート調査を行った

結果、学校の管理負担を考えた場合、携帯電話という機器自体が高価であるといったことなども踏まえ、学校への持込みを認めるのはなかなか難しいのではないかとといった意見があった。また、子供たちによる SNS 等の利用によって、個人情報の漏えいや画像の流出、いじめ等のトラブルにつながる恐れも大きくなるのではないかと、携帯電話の所有者群と非所有者群に分離してしまっ、その間に格差が発生してしまうのではないかとといった懸念もあった。そもそも保護者のニーズもあまり高くないということから、持込みについて積極的な意見は少なかった。

- 仮に学校内では管理ができたとしても、登下校中の使用についてまでは学校の教員も指導が及ばない面があるところ、保護者と児童生徒双方の理解やリテラシーがもう少し成熟して来なければ、現段階では公立小・中学校で学校への携帯電話の持込みを認めることは難しいのではないかと。
- ただし、あくまで現段階の話であり、将来的には学校への携帯電話の持込みも当たり前になるということも予想されるころ、今必要ないから議論しないのではなく、そのときに備え、議論を継続していくことは必要ではないかと。

#### **(4) 携帯電話やインターネットの利用環境の観点からのヒアリング**

- 学校が携帯電話を一時的に預かる場合、その間に連絡ができずトラブルに巻き込まれたときや、破損、紛失、盗難等が起きたときはどうするかなどについて、児童生徒、保護者、教員、教育委員会等の間でルールを決めておくことが必要。
- 学校における携帯電話の保管方法については、児童生徒自身が鞆の中で保管し、移動教室時は教室を施錠する方法や、鍵付きのロッカーを用意する方法等がある。
- 学校に持ち込めるのは特定の設定（年齢に応じたフィルタリングによる機能の制限等）を設けている携帯電話のみとするなど、各学校統一のルールを作ることが重要。
- 持込みのルールを守ることができるか判断する試験期間を設け、守れない場合は持込みを一時的に止めてルール等を再検討するという方法もある。
- 携帯電話を緊急時の連絡手段とする前提として、緊急時に児童生徒や保護者の携帯電話に連絡を送ることのできる緊急連絡体制を地域単位で構築しておく必要がある。
- 児童生徒や保護者のための携帯電話の取扱い等に関する基本的なマニュアルがあるとよい。

#### **(5) 児童生徒の健康面等の観点からのヒアリング**

(ア) 携帯電話が発する電磁波の人体への影響について専門的知見を有する団体

- 携帯電話からの電波ばく露の生体への影響については、熱的な影響（深部体温の上昇、白内障のリスク）のみが科学的に立証されている。
- 政府は電波防護指針（電波法で法制化）によって、これらの影響が生じないよう、十分な安全率（50 倍）を設けている。
- WHO によれば、これまで 20 年以上にわたって多数の研究が行われてきたが、携帯

電話の使用を原因とするいかなる健康影響も確認されていない。

- 総務省の生体電磁環境に関する検討会においても、電波が人体に与える長期的影響の存在を示す、確かな科学的証拠は発見されていないと報告された。

#### (イ) 児童生徒の携帯電話への依存について専門的知見を有する団体

- スマートフォンの所持率について、小学生では少数派だが、中学生では半数以上、高校生ではほとんどが所持している。
- インターネットへの依存度について、中学生では半数が、高校生では半数以上が問題使用または依存疑いレベルに達している。
- インターネットへの依存度が高いほど、進級率が低く、精神状態が悪くなるとともに、睡眠の質や量が低下している。
- 学校における携帯電話の持込みを認めた場合、インターネットから離れることのできる貴重な場が失われ、児童生徒のインターネットへの依存度が高まる可能性がある。